

個別移転を希望される方への補助について

個別移転を希望される方に対し、以下の補助を行います。

借入をされる場合

1. 住宅再建費用に対する借入金の利子相当額助成（年利率は8.5%以内）

- ・住宅建設（購入） 上限： 457万円 （※444万円）
- ・土地購入 上限： 206万円
- ・住宅用地造成 上限： 59.7万円 （※58万円）

※住宅建築・造成工事等にかかる契約が5%の消費税で契約している場合は、（ ）内の上限額となります。

2. 住居の移転に伴う引っ越し費用、従前住宅の取り壊し費用など

申請にあたっての注意事項

※事前申請となるので、申請前に工事の契約や着手、金融機関との融資契約（金銭消費貸借契約等）は行わないでください。

（メモ欄）

問い合わせ先

保健福祉課 被災者支援係 電話：0226-29-6451

「がけ地近接等危険住宅移転事業」(個別移転)の手続き

準備・相談
 災害危険区域の指定確認
 各種見積り、融資申し込み

注意！！
 交付決定を受ける前に契約や工事に着手した場合は、補助が受けられませんので事前にご相談ください。

申請

- 申請に必要な書類**
- 様式第1号 補助金交付申請書
 - 納税状況等確認同意書
(滞納がないことを確認するため)
 - 火災証明書の写し
 - 危険住宅の
 - 位置図 状況写真
 - 移転建築(購入含む)住宅の
 - 位置図 配置図
 - 平面図 現況写真
 - 融資申込書の写し
 - 融資償還予定表の写し
 - 住宅再建に係る見積書の写し
 - 跡地計画
 - 印鑑(認印可)
- ※ 変更が生じた場合
- 様式第3号 変更承認申請書
 - 変更に係る書類
 - 印鑑(認印可)

受理・審査
 交付決定・通知

3週間
程度

**工事契約・融資契約
 売買契約・工事着手**

変更が生じた場合

変更申請(引越費用等)
 ※引越日の約1か月前

完成・入居



実績報告

- 実績報告に必要な書類**
- 様式第5号 実績報告書
 - 家族全員の記載のある住民票の写し
 - 登記簿謄本(土地・建物)の写し
 - 建物完成写真
 - 融資契約書の写し
 - 融資償還予定表(契約日と同日)の写し
 - 建物工事等請負・売買契約書の写し
※変更がある場合は変更契約書の写し
 - 領収書の写し
※契約額と一致すること。異なる場合は変更内容を証明する書類を添付すること。
 - 完成後の平面図の写し(変更がある場合)
 - 検査済証の写し
 - 印鑑(認印可)

受理・審査
 交付額確定・通知

3週間
程度

補助金請求

- 請求に必要な書類**
- 様式第7号 補助金交付請求書
 - 預金通帳の写し
※申請人名義のもの
 - 印鑑(認印可)

補助金受領